様式第２号

欠　格　条　項　調　査　書

　１　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく　なるまでの者

　２　長崎県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

　３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法の第５章に規定する　罪を犯し刑に処せられた者

　４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で　破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

私は上記のいずれにも該当しておりません。

　　　年　　　月　　　日

氏名